

確定申告は

お早めに!!

平成4年度分の所得税の確定申告は、2月16日から始まります。申告期限は3月15日です。

期限間近になりますと、税務署・役場税務課窓口は大変混雑し、落ち着いて相談ができません。

確定申告は、なるべくお早めに済ませてください。

確定申告のお問い合わせは、東金税務署(☎0475-2251)または役場税務課(☎内線225)へ。

東金税務署では、出張申告相談・税理士会の無料申告相談を開催します。まちがいのない申告のためにも、ぜひ、参加してください。



忘れずに申告してください

- とき 2月17日 午前9時30分～午後4時
- 場所 町中央公民館(役場隣)

税理士会の無料申告相談
○給与所得者の所得税還付申告相談

- とき 2月22日～24日 午前9時30分～午後4時
- 場所 東金市中央公民館
- 小規模事業者の無料申告相談
- とき 3月1日 午前9時30分～午後4時
- 場所 松尾町洗心館



譲渡所得の申告

平成4年中に土地(借地権)、建物などの不動産や、ゴルフ会員権などの資産を売った方は、譲渡所得について、所得税の確定申告が必要です。

不動産を売ったり、交換したり、買い換えたり、あるいは国や地方公共団体などに収容事業等のために譲渡した場合の譲渡所得は、「分離課税」となりますので、「所得税の確定申告書(分離課税用)」の用紙を使用して、給与、事業、不動産所得などの他の所得と一緒に申告してください。

平成4年分の所得税の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。

一緒に申告をしてください。マイホームを売った場合の3千万円の特別控除の特例は、確定申告をしないと受けられませんのでご注意ください。

ゴルフ会員権、貴金属、書画・骨とう品などを売ったり、あるいは借家人が立退料などを受け取った場合の譲渡所得は、「総合課税」となりますので、「所得税の確定申告書(一般用)」の用紙を使用して、給与、事業、不動産などの他の所得と一緒に申告をしてください。

平成4年分の所得税の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。

贈与税の申告について

平成4年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券などの財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が60万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。

次のような場合なども、原則として、贈与により取得したものとされます。

- ① 無償で不動産や株式などの財産の名義を変更した場合
 - ② 買入れた不動産や株式などの財産を他人名義にした場合
 - ③ 土地や建物の取得に際して、資金を負担した割合に応じた登記を行っていない場合
 - ④ 不動産などを取得するため、父母や祖父母から資金の援助を受けた場合において、その返済が「出せ払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められる場合
- 『配偶者控除の特例』や『住宅取得資金の贈与の特例』を受ける方は、贈与税のからならない場合でも申告が必要です。
- ◇平成4年分の贈与税の申告と納税は、平成5年2月1日から3月15日までです。